

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第五地区について区域の縮小を行うこと。

(本則関係)

第二 この政令を公布の日の翌日から施行すること。(附則関係)